

自動溶接における半自動溶接用溶接材料の使用に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 M 編

改正事項

自動溶接における半自動溶接用溶接材料の使用に関する事項

改正理由

自動溶接（操作者が常時操作しなくても連続的に溶接が進行する装置を用いて行う溶接）の溶接材料として、半自動溶接（溶接ワイヤのみが自動的に送られ、溶接作業は手作業で行う溶接）用溶接材料を使用することは技術的に問題も無く、また、十分な実績を有している。

しかしながら、現行規則では自動溶接に半自動溶接用溶接材料を使用することの可否について明示していないことから、今般、関連規定を改めた。

改正内容

自動溶接の溶接材料として、半自動溶接用溶接材料が使用可能であることを明確化した。